

非常災害時における流山市内保育施設の臨時休園措置等に関する基準

1 目的

気象警報等の発令又は台風等による風水害の恐れがある場合や、地震等が発生した際、保育施設の状況や公共交通機関の計画運休などにより、安全に保育が出来ないことが予見されるときに、児童と保育従事者の生命と安全を守るため、臨時休園措置等の判断及び対応を定めた基準を策定する。

2 対象施設

本基準の対象施設は、市内認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所とする。

3 臨時休園等の判断基準

(1) 気象警報の発令等に伴い休園等とする場合

気象警報等の発令等により、①土砂災害警戒区域や洪水・高潮・津波による浸水想定区域（以下「洪水等による浸水想定区域」）に所在する施設と、②それ以外の区域に所在する施設ごとに、次表により休園等の対応をお願いします。

① 洪水・浸水等の想定区域に所在する保育施設における対応

施設の所在地における警戒レベル	登園前	登園後（保育中）
流山市警戒レベル3 （高齢者等避難）	臨時休園 解除されるまで 受け入れはしない	園児を引き渡す 後に避難指示（警戒レベル4）の発令が予想されるため、それまでに降園が完了できるよう保護者にお迎えを依頼する
流山市警戒レベル4以上 （避難指示）		臨時休園 在園児がいる場合は、状況に応じて園児とともに施設内の安全な場所または所定の避難所へ避難する

② 洪水・浸水等の想定区域以外に所在する保育施設における対応

	登園前	登園後（保育中）
特別警報 （大雨・大雪・暴風・暴風雪・波浪・高潮）	臨時休園 解除されるまで 受け入れはしない	臨時休園 在園児がいる場合は、状況に応じて園児とともに施設内の安全な場所または所定の避難所へ避難する

(2) 公共交通機関の計画運休等により送迎が困難になる恐れがある場合

	登園前	登園後（保育中）
計画運休（完全運休）の予定が発表されるなど、送迎が困難になる恐れがある場合		園の判断で臨時休園・登園自粛・お迎えの要請を行うことができる ※要請を行う場合は、あらかじめ市に報告する

(3) 保育施設が所在する場所において震度5強以上の地震が発生した際の対応

登園前	臨時休園 安全が確認できるまで園児の受け入れはしない
登園後 （保育中）	園児を引き渡す ・園児の安全を確保しながら、状況に応じて安全な場所に園児を誘導する ・園舎や周辺の被害状況を確認して、安全に保育が可能と判断される場合は、保育を再開するが、安全な保育が困難と判断される場合は、保護者にお迎えを依頼する

(4) 保育従事者の配置状況により臨時休園等の判断をする場合の対応

気象警報等が発令されていない場合であっても、当日中に特別警報等の発令が想定される場合や公共交通機関の計画運休や交通状況により、保育従事者を複数配置できない場合は、臨時休園等の判断をする。また、複数配置できる場合であっても通常の保育士配置が困難である場合は、市と施設が協議の上で臨時休園やお迎え等の要請を行う。

保育従事者の配置	
1人以下の配置となる場合	複数配置は可能であるが、通常の配置が困難な場合
臨時休園	流山市と施設で協議の上で臨時休園等を検討

4 臨時休園等の判断及び避難行動にあたっての留意点

- (1) 流山市は、台風等の風水害の恐れがある場合に、本基準に基づいて、保育施設における臨時休園等の判断を行う。また、現に危険が迫っている状況であるときを除き、事前に流山市保育課に連絡の上で対応する。
- (2) 開園中も気象情報や避難情報等を随時収集し、各保育施設の所在する地域に警戒レベル3（高齢者等避難）以上や特別警報が発令された場合は、施設内の安全な場所または各保育施設が災害マニュアル等において定めている避難所へ避難するとともに、保護者へ避難先の連絡及び速やかなお迎えの協力を要請する。
- (3) 保護者のお迎えまで、園児を安全に預かることができる体制を確保する。災害対応業務への従事者や交通機関の影響で、保護者のお迎えが遅れる場合も同様に体制を確保する。
- (4) 流山市役所の休庁日や業務時間外（平日 17:15～翌開庁日 8:30）の場合、各保育施設は、メールやFAXにより連絡をする。

5 保育の再開及び停電による断水等による臨時休園等

- (1) 台風等が通過した後の保育の再開にあたっては、職員の安全、施設の被害状況や周辺状況を確認し、安全な保育ができる環境を確保した上で、受け入れを開始する。
- (2) 停電による断水や浸水、施設の損壊等により、園児を安全に保育することが困難である場合、市へ連絡の上で臨時休園とする。臨時休園とする場合は、保育再開する時期や再開までの代替保育の提供について市と施設で協議をする。

6 施設及び保護者へ周知

- (1) 各保育施設は、本基準や緊急時の避難場所や避難経路、園児の引渡し方法等を定めておき、予め保護者へ周知を図るものとし、園だよりやメール配信等で保護者へ周知する。
- (2) 非常災害時における臨時休園等の判断については、各保育施設を通して保護者へ連絡する。
- (3) 流山市保育課から本基準に基づく判断のほかに災害発生時の際、市ホームページやメールにて災害対応情報等を各保育施設へ連絡する。